

平成二十六年四月十日発行
皇學館論叢第四十七卷第二号 抜刷

上泉信綱と千秋輝季の關係について（下）

伊
藤
信
吉

上泉信綱と千秋輝季の關係について（下）

伊藤信吉

（承前）

四、上泉信綱の四位叙位と千秋輝季

先行研究の整理

上泉信綱は兵法者としては異例の四位に叙されている。これは『歴名土代』^①に「藤信綱 同十三・六・廿七、元從五下」

上野国上泉住、大朝武藏守

同十三・六・廿七、元從五下

元龜元、卒

天正

〔同〕は「永祿」、但し永祿十三年四月に元龜元年に改元とあり、また『言繼卿記』^②「元龜元年六月二十八日条に「上泉武藏守暫來談、四品勅許忝之由申之」とあることから明らかである。

信綱の四位叙位については中世古祥道氏が研究整理を行っている。その成果を要約すると、叙位の時期は『言繼卿記』「元龜元年六月二十八日条や『歴名土代』を典拠として「六月二十七日の叙位」とする説が有力であるが、昇進の

理由や協力者については、六月二十七日に足利將軍の奏請によって叙されたという説、六月或いは六月二十七日に参内・天覽演武を行って四位・武藏守に叙任されたとする説等があり、特に中世古氏は叙位の契機となった天覽演武については「信綱の天覧のことは多くの者がいうが、実は確かな証拠を見ない」とし、叙位についても「足利將軍の奏請」は他の資料からはしられないもので、後で触れるように、信綱の奏請とする可能性の強いもの、「ともあれ信頼でざる資料からは、『元龜元年六月廿七日』の叙位とみられ、『日本武道体系』が、『おそらく言繼の推挙によるものであろう』とするのが採られてよいのではなからうか」と論じる様に、叙位の事実と叙位の日付は確認できるが、叙位の協力者・理由については諸説あるものの根拠史料を欠いていると纏めることができよう。

魚住孝至氏は『言繼卿記』の記載から言繼が主導しての叙位ではないとし、天覽演武については明確な史料はなく、仮にそうであったとしても天覽演武の褒賞のみで織田信長と同列の従四位下に叙されたとも考えにくく、「寧ろ軍配を伝授して將軍の『奉公衆』になったからではないか」とその理由を求める。但し、梨本宮門跡御前や太秦真珠院での「従五位上藤原輝季」（千秋刑部少輔）との演武から、史料が無いとはいえ天覽演武が行われた可能性は高いと論じる⁽⁴⁾。以上から、信綱の四位叙位については『歴名土代』『言繼卿記』から六月二十七日の叙位が妥当とされつつ、その契機・理由・協力者については

- 1 天覽演武の褒賞、2 自身の奏請による、3 言繼の協力によるもの、4 足利義昭の協力によるもの、
- 5 幕府奉公衆になった為

と決定的な根拠史料を欠いたまま様々な推測が重ねられてきた。

しかし兵法史研究とは異なる視点から、室町時代の武家官位研究において木下聡氏が信綱の四位叙位について触れている⁽⁵⁾。木下氏によると、室町期の武家の位階には越階が恒常的に見られるという特徴があり、特に従五位下から従

四位下への例が多く、元の位は従五位下とされながらも実際には無位から従四位下への叙位が推測される例として、武田元信・佐竹義篤・三木良頼・上泉信綱の例を挙げ、上泉信綱については『歴名土代』に「元従五下」と記載されるものの「実際は無位からか」と推測する。従前の研究では信綱の叙位の理由・契機・協力者が論点となっていたが、信綱の四位叙位が越階であったという特徴に注目し、更には類推により無位から四位へ叙された可能性も指摘する。

上泉信綱の位階奏請

しかし以上の先行研究では引用されなかった次の史料から、信綱の越階が当時から問題視されていたことが判明する。

〔奉公〕^{〔千秋〕}

ほうこうのせんしゆうしゆこい上のかさうときやうふと申。ちよつきよあり。中の御かと申つき。^{〔上泉〕}

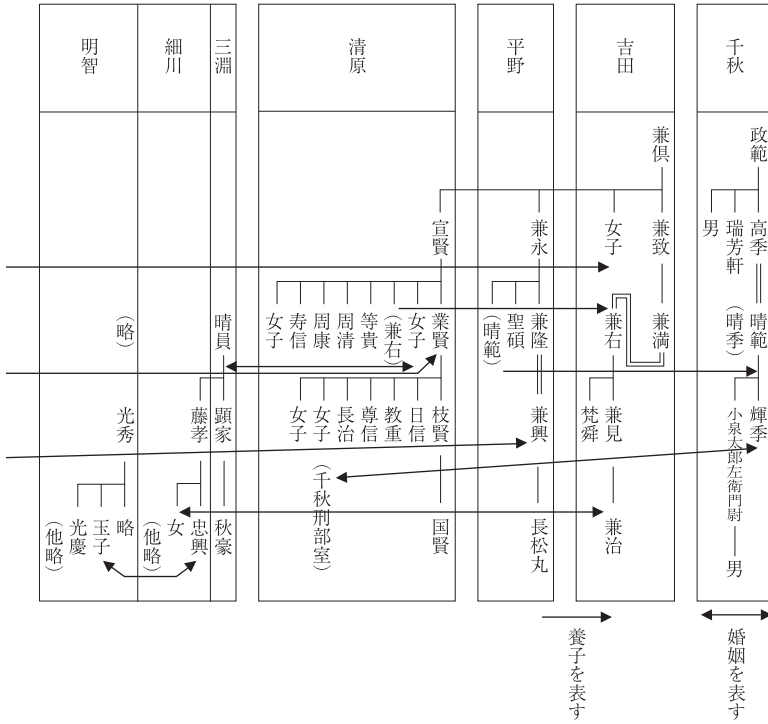
申やうおつかいにて。ちよつなし。^{〔きよ脱カ〕}〔お湯殿の上の日記〕元龜元年六月十七日条^{〔6〕}

史料は「奉公の千秋、従五位上の加級と刑部（少輔）と申す。勅許あり。中御門申次。上泉（かめいづみ）は申し様越階にて。勅許なし（ちよつなし）。」と読める。先ずは「せんしう」「かめいづみ」「中の御かと」の人物比定を行いたい。

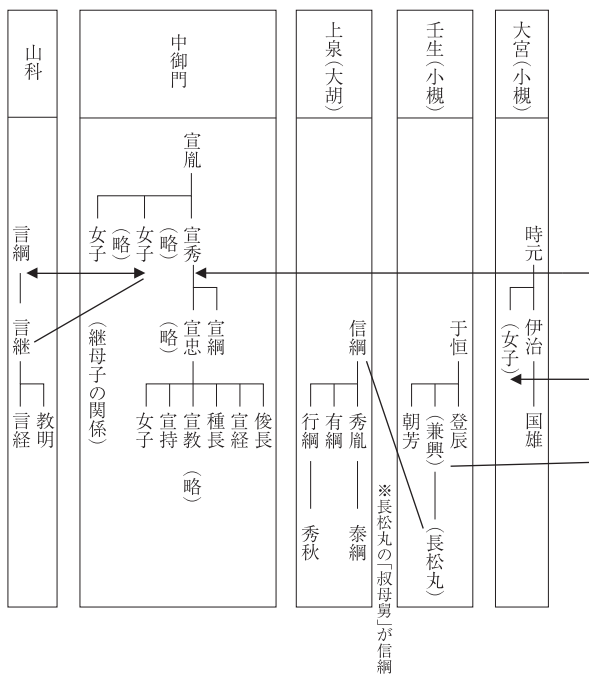
この「奉公の千秋」に該当する人物は、義昭の奉公衆（三番衆）で従五位上であった千秋左近将監輝季であり、父晴季が左近将監から刑部少輔に昇進した様に家例の官途を希望している。^{〔7〕}

『お湯殿の上の日記』の編者により「かめいづみ」に付された「上泉」の注記は上泉信綱を連想させるが、注記である為に論証はなくまた「上泉」と記されるだけなので信綱とは確定できない。よって次に「かめいづみ」の人物比定を行いたい。前述の如く元龜元年六月二十七日に信綱が従四位下に叙され（『歴名土代』）、翌六月二十八日に信綱が

表1 千秋輝季親族関係略系図 ※本表の考証・注記は、本稿上巻を参照のこと。



四位に叙されたことを言継に語った(『言継卿記』)ことから、この叙位が六月十七日の輝季・信綱達の奏請に関連すると考えられること、また史料は輝季に対する許可と信綱に対する不許可が対比的に記述されていることから交流のあった両者同時の官位奏請と推察されること、詳細は後述するが申次の中御門氏が信綱・輝季とそれぞれ交流があったことから「かめいつみ」を上泉信綱と比定する。続いて「中の御かと」の人物比定を行いたい。以前拙稿において輝季と中御門宣将が系図から再従兄弟に当たることを指摘したが、輝季と時折行動を共にし、信綱・輝季の官位奏請を行った人物を「中御門氏」と記して人物を特定していなかった。宣将が輝季と再従兄弟であることに誤りはないが、略系図では宣将のみを挙げて他の兄弟を略していた。⁽⁸⁾ によって改めて当時の中御門家に注目し、輝



季・信綱の官位奏請を行った「中の御かと」の人物比定を行いたい。そこで別表2〜5を見てゆく。

まず『尊卑分脈』（別表2）と『系図纂要』（表3）を比較すると、宣将・宣政・宣持に異同が見られる。宣将については、先ず『歴名土代』（表4）の宣将の記録を見ると、宣将が「宣忠卿三男」であること（表4⑫）左衛門佐に任官していたこと（表4⑬）から表2の「宣将」とは同一人物である。『系図纂要』（表3）の宣持の叙爵や官位辞職の日付は『歴名土代』（表4⑫⑮）の宣将のそれと一致しており、字体の似た宣持と宣将（将）は同一人物と比定する。

続いて宣政については『系図纂要』（表3）に記載され『尊卑分脈』（表2）に記載がない。しかし『系図纂要』（表3）の宣政の記事に「本宣教」とあり、これは宣教から宣政への改名を意味する。『歴名土代』（表4⑨・⑪）の宣教の昇進歴と『系図纂要』（表3）の尻付記事が概ね一致し、また『歴名土代』（表4⑧）に天正五年（一五七七）に宣教が三十五歳と記載されることと、『系図纂要』の「天文十二年生」（一五四三）の記述も整合性があるので宣政と宣教は

表3 『系図纂要』「藤原氏二三 中御門」より作成

各人物の注記	宣忠	俊長 宣長 種長 宣政 宣持	宣胤 女 女
	宣忠	俊長 宣長 種長 宣政 宣持	宣胤 女 女
宣忠	母同 本宣治 永正十四年五ノ八生 天文十四年七ノ廿三木 頭右大弁 十五年三ノ廿四才中納言 十六年四ノ九改今名 廿年正ノ六從二 廿二年十ノ八才大納言 弘治元年七ノ二薨卅九 乗案		
俊長	母刀自 伊長脚猶子 左衛門佐 從五上 天文十七年二ノ廿一卒十一		
宣經	母氏直朝臣女 天文十一年正ノ四從五下 同十二年七ノ一夭三		
種長	母同 才中納言長淳脚猶子		
宣政	五藏 母同 本宣教 天文十二年生 天正五年正ノ十八左中弁 二ノ八藏人頭 六年正ノ六正四上		
宣持	母同 左少弁 左兵衛佐 正五上 天文十六年四ノ十九叙位 永祿三年四ノ去官位為菅原季長子 同八年十一ノ八卒卅一		
女	母同		
資胤	実才大納言源重保脚男 母入道前内大臣兼秀脚女 本宣光又資康 永祿十二年五ノ十四生 慶長二年正ノ十三木頭大弁 四年正ノ十一才中納言 十七年正ノ十一才大納言 元和三年正ノ五正二 寛永三年正ノ十七薨五十八 乗蓮		
女	才大納言資胤脚室		
女	皆川山城守廣照室		

【出典】宝月圭吾氏・岩沢應彦氏監修『系図纂要』第五冊

上泉信綱と千秋輝季の関係について（下）（伊藤）

があり「宣教（宣政）」の記載がないことから、東坊城家を継がなかった種長が宣教と改称したかどうか即ち同一人物であるかについては、宣光が永祿三年五月に改名して以降は「宣教」と称しているので（表4④）①、永祿三年八月に「たね長」と記される（表5①）中御門種長とは別人である。

そこで元龜元年（一五七〇）の申次「中の御かと」が種長か宣教（宣政）か何れかの特定を行う。先ず宣教の系統が中御門氏を後継したこと（表3の宣政―資胤の部分）、諱に通字「宣」を冠する宣教が順当に官位を昇進させながら朝廷に出仕していることから、宣教を中御門家の当主と見れば単に「中御門」と記された場

表4 『歴史土代』 中御門氏関係史料 (抜粋)

資胤			宣将 (季長)					宣教 (宣政)					宣経	俊長		人名										
19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	年	月	日	叙位	名称	注	
天正十八	天正九	天正六	永禄三	天文二十四	天文二十一	天文十九	天文十六	天正六	天正五	天正五	天正五	永禄八	永禄七	永禄六	永禄三	天文十一	天文十六	天文十一					従五位下	藤俊藤	故俊名卿孫実宣治男 同十五年十二月廿七・元服、同日、左衛門佐 改上長十才、同三月廿三、兼近江介、同十七・二・廿一、卒、十一才	
一	一	三	六	一	十二	八	四	一	六	二	一	一	十二	二	五	一	一	六	十一	五	五	五	従五位上	藤俊長		
五	六	五	六	十三	十九	十二	十九	六	十	八	二十八	六	十五	一	二	五	五	五	五	二十八	六	二	二	従五位下	藤宣光	同日、任左衛門佐、十八才、改上教、同七月八日、右少弁
																								宣治朝臣男 二才 同十二・七・一、早世		
正四位上	従五位上	従五位下	従五位下	正五位上	正五位下	正五位上	正五位下	正四位上	正四位下	従四位上	従四位下	正五位上	正五位下	従五位上	従五位下											
藤資胤	藤宣光	藤宣光	菅季長	藤宣将	藤宣将	藤宣将	藤宣将	藤宣教	藤宣教	藤宣教	藤宣教	藤宣教	藤宣教	藤宣教	藤宣光	藤宣経										
	凡十三才五位藏人例 十一月十一日、左少弁、同十二月廿・職事、同廿七日、拜賀	中御門宣教朝臣息 実源大納言重保卿末子 十才 同十八日、元服、同日、任左衛門権佐、同七・正・十四・権右少弁、同八・六・廿六、右少弁	元正五上藤宣将進退、同日、又改藤資政、故三木範久卿為子、同八・十一・七、卒去	十一才、同九月廿八、左少弁、永禄三・四、去官位為菅季長云々	同日、元服、昇殿、六才、左衛門佐	同日、元服、昇殿、六才、左衛門佐	宣忠卿三男	同三月卅日、薨、	年中三ヶ度	同日、藏人頭、同九日、禁色、拜賀	卅五才	同九・六・十三、職事拜賀、同十二・正・十、権左少弁、元龜四・正・十六、転左少弁、天正二・三・廿八、右中弁				同日、任左衛門佐、十八才、改上教、同七月八日、右少弁										

※原典において例えば「藤長治」「同宣教」と続く場合も、本表では「藤宣教」と表記した。

【出典】湯川敏治氏編『歴史土代』(続群書類従完成会・平成八年)

表5 『お湯殿の上の日記』における種長・宣教・宣将の記録

宣将	宣教 (宣政)													種長	人名													
	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7		6	5	4	3	2	1	No.	年	月	日	記事	史	料	
永祿二	天正五	天正三	天正元	天正元	元亀元	元亀元	元亀元	永祿十三	永祿十一	永祿十	永祿九	永祿九	永祿九	永祿八	永祿六	永祿四	永祿三	永祿三	永祿三	右中弁奏請	なかの御かととなね長。右中弁をくわんしゆ寺して申。御心えよしあり。							
十一	二	六	九	八	十	六	六	三	一	十	十	六	一	一	三	一	八	八	八	昇進御礼	なかの御かと右中弁の御れいにある。							
二十七	八	一	一	八	十七	十七	十四	十五	一	十九	十五	十三	二十	十八	三十	十一	十八	十七	十七	職事奏請	なかの御門御れい申。御たいめんあり。すへにて御さか月たふ。							
上洛・献上	官位勅許	献上取次	献上取次	官位奏請	位階奏請	官位奏請	位階奏請	御祈祷奉行	四方拝奉行	御祈祷奉行	繪旨作成	職事拝賀	正月御礼	正月御礼	職事奏請	正月御礼	正月御礼	正月御礼	職事奏請	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。								
中御門宣将。するかよりのほりて。二か三色まいる。	のふのりあそん。右中弁しゆ四位上。兩人ますちよきよ。なかのりひろう。	二てうのかんはくよりきなる夏きく。なかのみかとしてまいる。	いなりより御いのりの御くわんしゆまいる。中の御かと申つき。	よし田かねかす正四位下同神祇権大副申。勅許。左少弁のふのり申さるゝ。	ひらのゝかんぬし正五位下申。ちよつきよ。中の御かと申つき。	ほうこうのせんしうしゆこい上のかきうときやうふと申。ちよつきよあり。中の御かと申つき。	かめいつみは申やうおつかいにて。ちよつなし。	よし田侍かきうの事申。ちよつきよあり。申つき中の御かと。	こんとてんへんの御いのりの御くわんしゆとも。御いのりふきようなかの御かとのよりまいる。	四はうはいあり。(略)ふ行右少弁のふのり。	御わつらいにつきて。しよ寺しよしやみなくへ御いのりの事おほせいたさるゝ。御いのりふ行中の御かと。	そくわんの事にりんしつする。まへにも両ふきやうへいて候とて。庭田。藤宰相へいたさるゝ。かきいたしなかの御となり。	中の御かとしきしのはいか申さるゝ。	たかつし。五てう。中の御かと御れい申さるゝ。きちやう所にていつれも御たいめんあり。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。	なかの御かとのふのりしきし事申さるゝ。ちよつきよ。

【出典】塙保己一(原) 太田藤四郎(補) 編『統群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記』六・七(統群書類従完成会・昭和三十二・三十三年)

上泉信綱と千秋輝季の関係について(下)(伊藤)

合は、当主宣教を示す可能性が高い。^① また宣教の職事については表5④⑦に二度記載されるが、⑦の「中の御かとしきしのはいか」は『歴名土代』（表4⑦）の記事と一致するので、この『お湯殿の上の日記』の「中の御かと」は宣教と判明する。そして元龜元年に吉田兼見・千秋輝季・平野兼興の卜部一族関係者の相次ぐ昇進を中御門氏が取り次いでいるが（表5⑫⑬⑭）、天正元年（一五七三）の吉田兼見（兼和）の昇進の申次は左少弁宣教であったこと（表5⑮）から元龜の奏請も宣教によるものと類推されよう。よって信綱・輝季の官位を奏請した中御門氏は中御門宣教と比定する。以上から、中御門宣教を申次として奉公衆千秋輝季が刑部少輔と従五位上の官位昇進を、上泉信綱が四位叙位を奏請し、輝季の従五位上・刑部少輔昇進は勅許があり、信綱の叙位については越階を理由に勅許されなかったことが判明する。

上泉信綱・千秋輝季・中御門宣教の関係について

次にこの奏請に関する信綱・輝季・宣教の関係について検討しておきたい。まず、輝季と宣教については拙稿で指摘した様に（参考・表1）、兼俱の子息・平野兼永が輝季の実の祖父にあたり、中御門家に嫁いだ吉田兼俱の息女が宣教の祖母にあたるので、輝季と宣教は再従兄弟の関係となり、二人は時折行動を共にしていた。^⑫

信綱と宣教の関係は、『言繼卿記』に「中御門、大胡武蔵守、仏師兵部等被来」（元龜元年・一五七〇年・七月七日）、「中御門、雲松軒、大胡武蔵守、渡辺弥七郎等来談了」（同年七月十五日）、「中御門、雲松軒、大胡武蔵守来談了」（同年七月十七日）と記され「中御門」は宣教と考えられるので、信綱の四位叙位以後、信綱と宣教の頻繁な交流が窺える。^⑬ 四位奏請以前の両者の交流については、『言繼卿記』に「五辻、中御門、雲松軒被来、又平野預子長松丸、耆婆宮内大輔、大胡武蔵守等同道来、錫持来、酒有之、次長松、耆婆、大胡等令同道、東山吉田へ罷向」とあり、既に永祿^⑭

十二年（一五六九）に、平野社一件により言継を訪ねた信綱一行と宣教一行が言継邸で面会していたと考えられ、同じく『言継卿記』永禄十三年五月二十三日条に「上泉武蔵守信綱来、軍敗取向總捲等令相伝之、勸一盞、中御門、雲松軒等相伴了、一卷写之、又調子占之一卷写之、各将棋双六等有之」¹⁵とあり、上泉信綱が山科言継に「軍敗取向總捲等」の兵法伝授を行った際に中御門宣教・伊勢雲松軒も同席している。言継は信綱の「調子占」等の兵法書を書写し、信綱・宣教・雲松軒は双六や将棋に興じて交流を深めている。¹⁶既に信綱の兵法者としての名声は高かったものと思われるが、言継邸における兵法相伝の場に宣教が居合わせたことから、宣教は兵法者としての信綱を知る人物と見て良からう。この様に信綱と宣教は四位奏請以前に交流があったことが判明する。

次に信綱と輝季について見ていきたい。実はこの官位奏請の史料が信綱と輝季の交流を示す初見史料となる。その上で両者の交流は何時頃から始まったかについて考えてみたい。前述した様にこの奏請の約二か月後の元亀元年八月十日・十九日には信綱・輝季は人前で演武を行っており、信綱にとつて関心事であろう梨本宮門跡での演武の相手を輝季が任されたことは、輝季が相当に新陰流兵法を習得していたことを想起させる。初見の元亀元年六月十七日から、件の演武が行われた八月十日までは二ヶ月間にも満たない。すると兵法の修練ということ考えると、官位奏請の記事以前から輝季が信綱に兵法を師事していた可能性は高い。その師弟関係の始まりが何時頃まで遡るかは不明であるが、永禄七年に比定される信綱と丸目蔵人の兵法演武に対する足利義輝感状の存在や、信綱の永禄八年四月の柳生宗厳宛書状に「上方数百人弟子治め候」¹⁸と、永禄八年四月には上方の信綱門人が数百人に及んだと記されること¹⁷から、輝季が義輝の近臣であった頃の永禄七・八年まで遡る可能性があることを指摘しておきたい。以上から四位奏請以前に輝季と宣教、信綱と宣教には交流があり、信綱と輝季もまた兵法指南を含めて交流があった可能性が高いと指摘できる。

表6 『お湯殿の上の日記』における元亀元年の官位等の奏請（抄出）

No.	年	月	日	申請者	申請目的	申次・取次	史料
①	永禄十三	一	十三	中山慶親	叙爵侍従	庭田重通	中山少将「よしやくし、うおなしくけふ御申。御心えのよしおほせられ候。頭中将申さる、。
②	永禄十三	四	十八	三木頼綱	侍従	万里小路輔房 足利義昭	ひたのみつきよりつなし、うふけよりの御しつそうにて。まてのこうち申つき。
③	元亀元	六	十四	吉田兼見	加級	中御門宣教	よし田侍かきうの事申。ちよつきよあり。申つき中の御門
④	元亀元	六	十七	千秋輝季	従五位上 刑部少輔	中御門宣教	ほうこうのせんしうしゆこい上のかきうときやうふと申。中の御かと申つき。かめいつみは申やうおつかいにて。ちよつなし。
⑤	元亀元	六	十七	上泉信綱	従四位下	中御門宣教	ほうこうのせんしうしゆこい上のかきうときやうふと申。中の御かと申つき。かめいつみは申やうおつかいにて。ちよつなし。
⑥	元亀元	七	二	勸修寺晴豊	禁色	庭田重通	頭弁はれとよあすはいかにて。きんしきの事。頭中将御申。御心えのよし御せらる、。
⑦	元亀元	七	十八	雅朝王	少将	勸修寺晴豊	はく侍従少将の事。頭弁申さる、。御心えのよしあり。
⑧	元亀元	八	十三	富小路種直	加級	中御門宣教	こんのすけかきうの事申。御心えのよし御せらる、。
⑨	元亀元	九	十七	平野兼興	正五位下	中御門宣教	ひらの、かんぬし正五位下申。ちよつきよ。中の御かと申つき。
⑩	元亀元	十二	二十	西園寺実益	左近衛中将 四品等	勸修寺晴豊	さいおん寺ちこあすけんふくとて。左近衛中将。四ほん。きんしきの事申。御心えのよしあり。しよてんの事も申さる、。御心えのよしあり。頭弁よりこおりかみまいる。
⑪	元亀元	十二	二十一	吉田兼右	神祇大副		よし田のかねみきいせのさいしゆすへるにより。上しゆのあいた神祇大ゆうの事申。御心えのよしあり。
⑫	元亀元	十二	二十七	四辻公遠子	侍従	中山孝親	やふ四つし新中納言こし、の事申さる、。中山前大納言申さる、。
⑬	元亀元	十二	二十七	物加波	叙爵		ものかはちよしやく申。ちよつきよ。

【出典】塙保己一（原）太田藤四郎（補）編『続群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記 七（続群書類従完成会・昭和三十三年）』

では次に、宣教による両者の奏請が単に職務上の偶然によるものか、或いは三者協力の上での意図的なものであったのかを検討したい。そこで元亀元年の官位奏請を取りまとめた別表6を見ると、官位奏請の申次となった公家は、庭田重通（頭中将）、万里小路輔房、中御門宣教、勸修寺晴豊（頭弁）、中山孝親など複数である。その中で宣教が申

次を行った人物は、吉田兼見（六月十四日）、千秋輝季と上泉信綱（六月十七日）、平野兼興（九月十七日）であり、すべて吉田卜部・平野卜部氏の卜部一族に連なる人物達である（参考・表1）¹⁹。前述の様に吉田卜部兼俱の息女が中御門家に嫁しており、この卜部一族の關係性を以て宣教は一連の奏請を取次いだと見て良からう。ここからも輝季と信綱は意図的に宣教に申次を依頼したと考える。また信綱の越階による位階奏請の不許可は当初よりある程度懸念されていたものと推測されるが、その様な不安材料を抱えながらも両者同時の官位奏請を行った輝季・宣教と上泉信綱には既に協力・信賴關係があつたと思われ、更には信綱と輝季の關係が初見を遡ることが推察される。

以上の様に信綱の四位奏請の時点で卜部一族に連なる上泉信綱・千秋輝季・中御門宣教の關係は、信綱と宣教、輝季と宣教は既に面識・交流のあつたことが史料上明確で、信綱と輝季についても既に師弟關係を含む交流があつた可能性が高いと考える。

位階奏請の協力者

次に奏請の内容を検討しこの位階奏請の協力者について考察を行う。「かめいつみは申やうおつかい」と記された様に信綱は越階となる昇叙を望んだことが判り、そこから奏請した位とは六月二十七日に叙された従四位下であつたと考えられる。信綱の越階となる申し様とは、『歴名土代』に「元従五下」と注記されたとおり従五位下からの越階²⁰を望んだのか、それとも実際には無位で形式的に従五位下とした後に従四位下への越階を望んだのか定かではない。先行研究では六月二十七日の四位叙位ということ以外は様々な推測が重ねられてきたが、本史料により実際に上泉信綱と後に演武相手を務める千秋輝季、その両者と交流があつた中御門宣教が関与して四位奏請を行い、越階を理由に四位叙位は一度不許可になつたことが判明した。

上泉信綱と千秋輝季の關係について（下）（伊藤）

この奏請と却下が六月十七日のことであり、四位叙位が二十七日、言継への報告が二十八日であるから、この間に改めて叙位が許されたことになるので、六月二十八日迄の『お湯殿の上の日記』⁽²¹⁾の日記記事を次に掲げる。

十八日。日せうあをうめのゑたしん上申。大すけよりあかのく御まいる。ふけよりあすか井して申され。きたはたけりんしけふふけへまいられ。りんし頭の中將に御ほせらるゝ。

十九日。けふあすか井中納言して。きのふのりんしの御れい申さるゝ。

廿日。ことなることなし。

廿一日。はせ川としくの御うりしん上申。

廿二日。ことなることなし。

廿三日。御やうきうあり。みなくめしてよるのおとゝとりおかせられるゝ。すけ殿。新大すけとのより御あゆまいる。

廿四日。二てうとのよりとしくの御うり二こまいる。かうしんおか殿なる。はくとのより御うりまいる。ふけよりもやまとうりとこまいる。ゆうあみ御つかい候て。むらい。日せうに。御うりふけよりのたふ。

廿五日。けふのきたのゝ御ほうらくは。くはうさま。みやの御かたあそはし候。めてたし。なかはしよりみるまいる。めうしんしよりとしくの御うりまいる。

廿六日。かみなりて。ゆうたちする。やかてはるゝ。なかはしより御うりまいる。たけのうちとの。おか殿。あんせんしとの御うりまいらせられ候。

廿七日。ことなることなし。

廿八日。御やうきうあそはす。大すけつほねにてくこんまいる。みな月の御わ五つしん九郎よりまいる。

十八日から二十八日の間には信綱の四位叙位勅許に関する記事はおろか、千秋・中御門・上泉の人名すらも記録されていないので、三氏が再度奏請に及んだ可能性は低い。また名前が記載された「武家」即ち足利義昭や岡殿・安禪寺殿・日乗・村井貞勝が信綱の叙位を奏請した記述はない。

改めて史料から言えることは、元亀元年六月十七日に輝季が従五位上を、信綱が従四位下を、中御門宣教を通じて奏請し、信綱の昇進は越階を理由に配慮によって一旦不許可に定まったが、改めて六月二十七日には信綱は従四位下に叙位され、翌二十八日には『言継卿記』に「上泉武蔵守暫来談、四品勅許忝之由申之」とある様に信綱が言継に「四品勅許忝由」を申したということである。

この『言継卿記』の史料の解釈は様々である。諸田政治氏は「この信綱昇叙に当って、書類その他一切の手続きの労を取ったのは、知友、山科言継大納言であった。山科言継はその事をさりげなく日記に次のように書き留めている。(略) 上泉武蔵守来談、四品(従四位之下) 勅許忝(かたじけなき) 由申之」と述べて『言継卿記』の記録から言継の協力による信綱昇叙を推測しており、中世古氏は「『言継卿記』の元亀元年六月二十八日条に『上泉武蔵守来談、四品勅許忝之由申之』とある。(中略) この記事は、信綱のとりなしで叙位のことへの謝礼の訪問と見るべき」とあり、信綱自身の叙位に「信綱のとりなし」では意味が取りにくいので、文脈から「言継のとりなし」と解釈すると、信綱は言継へ御礼を述べたという主張に解される。

逆に魚住孝至氏は「『言継卿記』の翌二十八日条の記述では、『暫く来談。四品勅許忝きの由これ申す』とあるだけなので、言継主導による叙位ではなかったであろう。」と述べており、²⁴⁾ 解釈が全く異なる。そこで「四品勅許忝之由

申之」について考えてみたい。

「忝」の意味については、十六世紀頃の日本語の語彙を収録する『日葡辞書』²⁵に「カタジケナイ（辱い・忝い）お札の言葉、あるいは、ある事に対して謝意を表する言葉」とあり、『日本国語大辞典』²⁶の「かたじけな・い」の項には「①高貴なものが、いやしいものに接していることがもつたない。おそれ多い。恐縮だ。申しわけない」「②尊ぶべきものと比べて恥ずかしい。わが身が面目ない」「③分に過ぎた恩恵や好意、親切を受けて、ありがたくうれしい。」とあり、その用例は「源氏―桐壺『身にあまるまでの御こころざしの、よろづにかたじけなきに』」とあり『源氏物語』にも見られるという。

この「忝」については信綱が言継へ感謝の意を表したと解釈できなくもないが、実際に言継が四位叙位に関して活動した記録が見当たらず、²⁷具体的活動を行っていたのが千秋輝季・中御門宣教であったこと、「上泉武蔵守暫来談、四品勅許忝之由申之」という記述に注目すると信綱の言継への「礼」という文字が記載されておらず²⁸礼銭・礼品も記録されていないこと、『言継卿記』永禄十二年一月十六日条の「自禁御茶十袋拝領、忝者也」、同年三月十日条の山科言継大納言補任勅許の「予大納言勅許忝由、又正二位位記返上之由、正月之分に書状可調進之由」、同年十二月七月二日条の「自禁裏御太刀一腰吉次、拝領、忝者也」²⁹の様に、言継は朝恩への感謝に「忝」の語を用いた類例もあるの³⁰で「四品勅許忝之由申之」とは、前述の『日本国語大辞典』の用例①②を加味しつつ「分に過ぎた恩恵や好意、親切を受けて、ありがたくうれしい。」といった意味で理解すると、越階であり一度不許可とされながらも許された四位叙位という天皇・朝廷の恩恵に対して語った信綱の感謝・恐縮の意を言継が「忝由」と記録したものと考える。

また天覧試合が行われたとされる元亀元年六月二十七日は宮中女官の記録『お湯殿の上の日記』に「こなることなし」と、宮中では特に目立った出来事は無かった記録とされ、史料を率直に解釈すると元亀元年六月二十七日の天覧

試合とその褒賞による四位叙位は考えにくい。更には奉公衆になったことで信綱が四位に叙されたという説は、「御供衆・外様衆・奉公衆などでも撰津氏や評定衆に列せられる奉行人には四位になる者がいたが、大部分は従五位どまりであった」「奉公衆は五位・六位というよりも、正確には五位か無位であり、無位の者が六位の扱いを受け」たという木下聡氏の指摘や、時代は遡るが「永享・文安期の御番帳においても、御供衆の人々の官途の多くは正五位もしくは従五位相当であるが、奉公衆・五箇番衆では、御供衆に列した番頭のほか数氏を例外とすれば、他のほとんどは六位以下」という二木謙一氏の指摘から、奉公衆に任じられたことが直接的に四位叙位に結び付いたとは考えにくい。また信綱が奉公衆であったという説も検討が必要と考える⁽³²⁾。

武家執奏の類例から足利義昭の取次によるものと推測することもできるが、実際にその史料は未見であり、前述の『お湯殿の上の日記』の輝季・信綱の位階奏請から四位勅許までの間、義昭が信綱の位階を奏請した形跡はないので、これも賛同し難い。

信綱四位叙位の直接的契機については、上泉信綱・千秋輝季・中御門宣教が互いに了解・協力の上で位階を申請したと考えられる『お湯殿の上の日記』の記事のみが、今のところ根拠と成り得る唯一の史料と言えるであろう。

但しこの奏請が信綱四位叙位の直接的な契機・理由となるものの、根本的な理由は信綱の兵法師範としての資質・実績・名声・立場によるものであろう。即ち「公方以下悉兵法軍敗被相伝、無比類発名之事候」と記された様に、信綱の兵法相伝は足利將軍をはじめ武家衆そして公家衆といった貴人にも及んでおり、その実績・名声と貴人達の兵法師範としての立場が、兵法者としては異例の四位叙位に結び付いたものと考ええる。また兵法以外にも『言継卿記』に記録される様な京における社交で築いた武家衆・公家衆との人脈も信綱の四位叙位に至る背景として注目しておく必要がある。

五、上泉信綱と千秋輝季の関係　　く結びにかえてく

最後に本稿の総括として信綱と輝季の関係について纏めておきたい。

上泉信綱と演武を行ったことで知られる「千秋刑部少輔」は、従来は「室町御所兵法師範」と考えられていたが、実は累代の室町幕府奉公衆・千秋刑部少輔家の当主・千秋輝季であった。輝季は官位を有し、足利義輝の奉公衆二番衆・申次、足利義昭の奉公衆三番衆として仕え、元龜四年に織田信長に与した明智光秀に従軍し、足利義昭の勢力下にあった近江国今堅田城を攻めた際に討死を遂げた武将である。

言継が信綱の実績として挙げた「公方以下悉兵法軍敗被相伝、無比類発名之事候」という文言からも信綱が兵法を伝授した足利將軍以下武家衆の中の一人が千秋輝季であったと考えられる。その中でも新陰流兵法を相当に習得していたからこそ、梨本宮門跡御前演武という重要な機会に輝季が信綱の演武相手に選ばれたものと推測される。

しかし言継が日記に信綱の四位叙位後にも千秋輝季・上泉信綱の順番に記したことは、⁽³⁷⁾純然たる位階の順でもなく従来の社会的地位等も加味しての順番で記録したと察せられ、そこから窺える様に、輝季が従来の地位を捨てて兵法者となって信綱に随従したわけではなかったことに留意しておく必要がある。輝季は「室町御所兵法師範」や兵法・剣術を専門とした兵法者ではなく、あくまでも幕臣（後に明智光秀に従軍する）が新陰流兵法に長じたものである。奉公衆でもあり、実祖父が公卿・平野三位兼永であった輝季は武家衆だけでなく公家衆にも人脈を通じ、例えば山科・中御門・吉田・平野各氏等の上泉信綱とも共通する人脈があり、武家でありながら公家の一門でもあった輝季の存在は、信綱の四位奏請や兵法演武に見られるように、京における信綱の活動を大きく支えた。詳細は不明ながら、

信綱による將軍以下武家衆への兵法相伝、公家衆や平野卜部氏を通じての共通の人脈を通じる中で、信綱と輝季は出会ったものと推測される。信綱が輝季に兵法伝授を行った期間は不明であるが、信綱は遠い親戚でもある三十歳程年下の輝季を見出し、演武相手を任せる程に新陰流兵法を伝授したのである。

信綱と輝季の関係とは親戚関係であると同時に兵法の師弟関係でもあったと言える。但し輝季は従来の地位を捨てたわけではなく、寧ろその地位・人脈等を活かして信綱を支えており、信綱に随従した専門的な兵法者とは異なった立場での高弟と位置づけることができよう。

その輝季は元龜四年（一五七三）二月二十九日、明智光秀に従軍して足利義昭方の近江国今堅田城を攻略した際に享年三十歳前後を以て討死を遂げた。⁽³⁸⁾ 信綱の没年については天正元年・天正五年等の諸説があり天正元年説が有力視されている。⁽³⁹⁾ 信綱が天正元年（一五七三）に没したと考ええると、輝季没後そう時を経ずして信綱も没したことになるが、何れにせよ輝季は師・信綱に先立って死没したものであると思われる。元龜二年（一五七二）七月に京を去った信綱に、⁽⁴⁰⁾ 輝季の訃報が届いていたかどうかは明らかではない。⁽⁴¹⁾

注

- (1) 湯川敏治氏編『歴名土代』（統群書類従完成会・平成八年）
- (2) 国書刊行会編『言継卿記 第四』（統群書類従完成会・平成十年）
- (3) 中世古祥道氏『上泉武蔵守信綱傳私考』（南勢町教育委員会 平成十年）の「信綱の守名」「叙位」の項参照。
- (4) 魚住孝至氏「上泉武蔵守信綱研究覚書」『武道・スポーツ科学研究所年報・第十七号』（平成二十三年度）
- (5) 木下聡氏『中世武家官位の研究』（吉川弘文館 平成二十三年）「武家官位の個別的展開」の第五章参照。

上泉信綱と千秋輝季の関係について（下）（伊藤）

- (6) 塙保己一(原)・太田藤四郎(補)編『続群書類従 補遺三 お湯殿の上の日記(七)』(昭和三十三年)「奉公」「千秋」「上泉(きよ脱力)」は同書の注記。
- (7) 拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋輝季について」『皇學館論叢』通卷二七一号(平成二十五年)
- (8) 前掲注(7) 拙稿
- (9) 『系図纂要』に『歴名土代』の記録が反映していた可能性もあるが、ここでは俊長・宣経・種長・宣教(宣政)・宣将(宣持)の人物比定のみを目的として検討する。
- (10) 橋本政宣氏編『公家事典』(吉川弘文館 平成二十二年)
- (11) 表5②の種長が「中の御かと」とのみ記されることは、表5①の「たね長」の注記を前提としていると思われる。
- (12) 前掲注(7) 拙稿。『言継卿記』には永禄六年・元亀二年に輝季と「中御門」の交流が記されるが、理由は前述した様に、永禄六年以降も単に「中御門」と記されることから、この人物は中御門家の当主・宣教と推定される。
- (13) 前掲注(2) 『言継卿記』の該当の各日条。言継と「中御門」の交流は『言継卿記』に多数記録される。本文で論じた様に永禄三年の中御門宣将の辞官・菅原季長改名の時期に宣教は中御門家の家督的存在であったと推測されるので、この「中御門」は宣教と考えられる。実際に前掲注(2) 『言継卿記』永禄九年六月十三日条に「中御門、石谷孫九郎以下如例来(中略)今夜中御門職事拝賀有之」とあり、「例の如く」来訪する「中御門」と職事拝賀を行った「中御門」が同一人物であることがわかり、この日の拝賀は前掲表4②の宣教の記録に一致するから、「中御門」は宣教を指している。前掲注(7) 拙稿の年譜に収録した『言継卿記』永禄六年七月十二日条「中御門・千秋次郎被来」、元亀二年一月十三日条「中御門、畠山次郎、千秋刑部少輔、速水彦太郎、仏師兵部卿等来談」の言継卿来訪の「中御門」も宣教に比定され、宣教・輝季の継続的な交流が窺われる。尚、『言継卿記』永禄七年八月十八日条に「予、倉部、中御門、坊城、雲松軒(略)同道、葉室へ罷向」(国書刊行会

編『言継卿記 第三』統群書類従完成会・平成十年）とあり、言継と宣教・雲松軒の交流は少なくとも永禄七年に遡るので、継続的な交流から『言継卿記』元亀元年七月十七日条「中御門、雲松軒、大胡武蔵守来談了」の「中御門」も宣教に比定され、宣教・雲松軒・信綱・言継の交流記事と言える。

(14) 前掲注(2)『言継卿記』永禄十二年二月二日条

(15) 前掲注(2)『言継卿記』

(16) 橋本政宣氏は、豊富な情報が記載される『言継卿記』の筆者・山科言継の情報源として度々山科邸に来訪し双六に興じた伊勢雲松軒の存在を挙げ、「雲松軒は、『言継卿記』に頻出し、永禄元年から見出し、七、八年頃から散見、十一年から頻出し天正二年に及んでいる。」「おそらく言継は双六を打ちながら交わされる会話を一つの大きな情報源としていたのであろう。双六には雲松軒のみでなく、中御門宣教、冷泉為満(略)などがしばしば来邸していて、それが『言継卿記』の記事を豊かにする上での一つの役割を担っていた」と指摘する(橋本政宣氏『近世公家社会の研究』吉川弘文館 平成十四年 六八―七〇頁)。本論でも引用したが『言継卿記』に「中御門、雲松軒、大胡武蔵守来談了」とある様に、宣教・雲松軒の頻繁な言継邸訪問に加わる形で信綱も同行しており、言継という共通の人脈を通じて信綱・宣教・雲松軒との交流が深まっていることがわかる。信綱もまた伊勢雲松軒から様々な情報を入手していたと見てよからう。

尚、伊勢雲松軒は足利将軍直臣であったが、出家後は足利義昭・義栄両陣営何れにも与せず在京した人物として知られる(木下昌規氏「永禄の政変以降における足利義栄と将軍直臣団」『戦国織豊期の西国社会』日本史料研究会 平成二十四年 一三二頁)。

(17) 前掲注(4) 魚住氏論文

(18) 輝季は永禄六・七年には義輝の申次職となっている。前掲注(7) 拙稿

上泉信綱と千秋輝季の関係について(下)(伊藤)

- (19) 上泉信綱は平野長松丸との関係から平野一族に連なることは前述した。千秋輝季については実の祖父が吉田兼俱の二男・平野兼永であるだけでなく、吉田兼俱の三男である清原宣賢の孫娘と結婚している。吉田兼右の実父は清原宣賢であり、輝季については平野卜部氏だけでなく清原氏・吉田卜部氏との親戚関係にも注目しておく必要がある(表1、前掲注7拙稿)。
- (20) この様な武家の形式的な叙爵については、前掲注(5) 木下氏著書の第五章「武家官位の個別的展開」参照。
- (21) 前掲注(6) 『お湯殿の上の日記』
- (22) 諸田政治氏著『上毛剣術史 中 剣聖上泉信綱詳伝』(煥乎堂・昭和五十九年) 三八四頁
- (23) 前掲注(3) 中世古氏著書、五八頁
- (24) 前掲注(4) 魚住氏論文
- (25) 土井忠生氏ほか編『邦訳 日葡辞書』岩波書店(昭和五十五年)
- (26) 日本大事典刊行会編『日本国語大辞典 第四卷』小学館(昭和四十八年)
- (27) 前掲注(2) 『言継卿記』に平野社一件では具体的に長松丸・信綱への支援(宮中への取次や吉田家への依頼など)を書き綴った言継が、信綱の四位叙位に關しての協力を記載しなかったことは、言継が信綱の四位叙位に具体的に關与していなかったことを思わせる。
- (28) 『言継卿記』(国書刊行会編『言継卿記 第三』統群書類従完成会・平成十年) 永禄七年三月六日条には春日社家の言継への「一官之礼」「一級之礼」が記される。また前掲注(2) 『言継卿記』には年末年始・節日の礼は別にして、例えば葉による快復の礼として「通玄寺殿喝食、腹葉にて本復云々、御乳人礼禮文到、さ、け数卅被送之」(永禄十二年三月十日条)「室町小島公事之儀」(永禄十二年六月十二日条)に協力した言継への礼として「室町之小島禮に可来之由申、柳一荷両種鮮^二好^一物、瓜^五送之」葉への御礼として「佐藤入道愛洲葉所望之間一包遣之、則禮に来了」(永禄十二年七月十八日条)などの記述もある。

(29) 前掲注(2)『言継卿記』、他にも永禄三年六月六日には「禁裏へ菅家勅免、忝之由御礼申」(前掲注(28)『言継卿記』)という用例もある。

(30) 前掲注(5) 木下氏著書、一八九頁

(31) 二木謙一氏「室町幕府の官途・受領推挙」『中世武家儀礼の研究』(吉川弘文館・昭和六十年)四二六頁

(32) 前掲注(4) 魚住氏論文に「信長は五月九日に京都を出て、六月二十八日には姉川の戦いを行っている。義昭が信長の留守の間に將軍直屬の軍隊である奉公衆を強化するために信綱を迎えることはあり得る。奉公衆なら『従四位下』の叙位も理解できる。十月に『奉公衆』が先日帰陣したと信綱が話したのも、自らが奉公衆だったからと考えられる。」とあるが、信綱が奉公衆であったことを示す史料は挙げられていない。前述の様に四位叙位が奉公衆であったことの証拠とは考えにくく、また信綱が奉公衆の動向を言継に語ったとはいえ、輝季ほか奉公衆に人脈・情報網を持つ信綱のことであるので、以上を根拠として信綱が奉公衆であったとは確定し難い様に思われる。

(33) 例えば足利義昭の兄・義輝の武家官位の執奏については十八例が報告されている(前掲注(31)二木氏著書「室町幕府の官途・受領推挙」の章参照。

(34) ここでの「兵法師範」は「公方以下悉兵法軍敗被相伝」に見られる様な「兵法」の師範という意味で用いており、例えば「室町幕府兵法師範」といった様な固有の役職を仮想して用いているわけではない。

(35) 言継が下野国結城氏へ宛てた紹介状の中で信綱を「公方以下悉兵法軍敗被相伝、無比類発名之事候」と紹介している。(前掲注2『言継卿記』元龜二年七月二十一日条)。

(36) 「公方以下悉兵法軍敗被相伝」については、狭義には千秋輝季の様な將軍以下直臣の武家衆への兵法相伝と解釈できるが、公家では山科言継・言経父子が信綱から軍配術を習っており(前掲注4魚住氏論文)、大和国の柳生宗嚴をはじめ上方の弟子数上泉信綱と千秋輝季の関係について(下)(伊藤)

百人も含めて考えると、広義には、武家の棟梁たる足利将軍を代表として各地域各層の多くの人々に兵法を相伝したと解釈しても良いであろう。

- (37) 「次千秋刑部少輔、大胡武蔵守参、へいはう被御覽了」(前掲注2 『言継卿記』元龜元年八月十日条)、「次持明院、左兵衛督、中院、眞薄、路雲松軒、千秋刑部少輔、大胡武蔵守、鈴木、々、等来」(同八月十八日条)「千秋、大胡、鈴木等兵法有之」(同八月十九日条)。

- (38) 拙稿「室町幕府奉公衆・熱田大宮司家一族、千秋晴季(月齋)について―千秋氏と平野・吉田両ト部氏との関係について―」『神道史研究』五十八巻二号 熱田神宮御創祀千九百年記念大会 特輯 熱田神宮の研究』(平成二十二年)所収。及び前掲注(7) 拙稿。

- (39) 信綱没年の研究整理については前掲注(3) 中世古氏著書に詳しい。中世古氏は『歴名土代』から天正元年の没年が「他の諸説よりは採られてよい」と述べ、且つ柳生十兵衛『月之抄』(二六三三)に「惟時天正元年八月吉日、上泉武蔵守著兵書・以為柳生但馬守宗嚴門弟子胎焉」の記述から、天正元年八月某日までの存命を推測する。また前掲注(4) 魚住氏論文でも「歴名土代」の信綱の注記より「同時代の公的な資料に追記されているので、信綱は天正元年(一五七三)没と考えるのが順当」としている。

- (40) 元龜四年七月二十八日に天正元年に改元される。

- (41) 元龜二年七月二十一日に「本国下向」を述べて言継に暇乞いをして以降は『言継卿記』に信綱の記載はなく、その後の動向は不明である(前掲注4 魚住氏論文)。

【付記】 本稿執筆にあたり、中世古祥道氏・柳生耕一氏には貴重なご助言を頂いた。記して謝意を表したい。